

今までの懇談会における各委員からの意見の概要等（議事要旨より）

「施策への反映状況等」欄で、(事務局)としているのは当該懇談会の場で即答した内容

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
<p>自然公園の目指す方向性</p>	<p>国立公園に対して様々な期待が寄せられており、将来的には、国立公園区域を縮小して質を充実させるのではなく、地域との交流の中で維持・拡大する方向を目指す必要がある。</p>		<p>方向性を次の観点から整理することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな視点 ・社会経済動向 ・公園区域内外の関係性 ・保護と利用 ・管理に関する国と地方の分担 <p>具体的な方向性の例として次のようなことが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流による公園の維持・拡大 ・風景を積極的に創造していく展開 ・自然再生により資質を向上させる取組
	<p>検討課題例として提示されたものは総花的であり、環境省として例えば国立公園について、国が直接的に管理するのか、地方との連携を目指すのか、生物多様性を重視するのか、公園利用を進めるのか、全国的に統一した管理を目指すのか、地域の個性を活かすのかなど、方向性を明らかにしていくことが必要。</p>		
	<p>自然公園制度上の課題を個別に考える前に、社会経済動向の変化を踏まえた自然公園の今日的な意義、今後の発展の方向性について整理する必要がある。その際、グローバルな視点、自然公園の内外の関係も含め、広く検討する必要がある。</p>	<p>グローバルな視点からの対応として、地球温暖化対策と自然公園制度との接点にあたる風力発電施設の取扱方針に関する検討を今年度実施。</p>	
	<p>草原保全など里地里山の事例は、風景の形成というよりも維持管理の問題であるが、従来の規制的手法による風景保護から、風景の形成という積極的な提案があったことは評価したい。普通地域に「風景形成地区」を設定し、風景形成事業を行うといった創造的な展開を期待する。</p>	<p>現在国会に上程中の景観法案において、国立・国定公園区域においても良好な景観の形成に向け一定区域内の集落等で景観計画を策定できる仕組みが位置づけられている。</p>	
	<p>利用のあり方検討小委員会（平成元年）において、量から質の向上に転換するため公園施設の「再生」を図るべきとの指摘がなされたが、国立公園において自然再生を実施するということは、自然保護の観点から機能不全に陥った国立公園を再生しようとするものなのか。公園内で自然再生を何故実施するのか整理が必要。</p>	<p>新・生物多様性国家戦略において「国立・国定公園を自然再生事業を優先的に実施する場所と位置づけ、積極的に自然再生を推進する」と明記されている。自然風景は、それを支える生態系が健全にあってこそ、その維持が可能であり、生態系の観点から必要な箇所については自然再生事業を、自然公園の資質を再生する手段の一つと位置づけ、進めることとしている。</p>	

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
自然公園の役割に係る視点	<p>世界に誇る国の宝、日本の風景が守られているという国民の安心を確保する大きな役割がある。</p>	<p>昨年度より学識経験者による検討会を設置し、「知床」「小笠原」「琉球諸島」の3地域を世界自然遺産の候補地として選定した。このうち条件の整った知床については、知床国立公園を中心とする地域を推薦しているところ。</p>	<p>自然公園の役割として、以下の観点に留意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の宝を預かっている場所であること ・日本の風景が守られているという安心感を与えるものであること ・国土愛や自然愛を育む場となっていること ・自然環境を保全するとともに、環境教育の場であること <p>他の公共事業・生産活動との関係性を整理しておくことが必要</p>
	<p>環境教育に資する自然公園の役割も重視すべき。自然環境の保全のためには国土愛、自然愛を育む施策が必要であり、そのための自然公園行政の役割を考えて欲しい。</p>		
	<p>自然公園制度の変遷を考える際には、国立公園施策を中心に時代区分を整理することも必要ではないか。その際、自然環境の保全という大きな役割をもっとアピールして欲しい。</p>		
	<p>自然公園の意義について国民の理解を得るためには、自然公園として区切られた空間とそれを取り巻く社会との関係を整理し、例えば他の公共事業や他の生産活動との関係などにも着目して自然公園の役割を考える必要がある。</p>	<p>現在進めている自然再生事業については、多様な主体の参加による合意形成を行いつつ、地域の経済活動等をも視野に入れた事業実施を図っている。</p>	
自然公園の評価のポイント・あり方	<p>自然公園の役割を評価するためには、利用者数の推移だけでなく、何らかの方法により来訪者の満足度について国が主体的に把握すべきではないか。自然公園にはいろいろな目的があり、国民の多様な要望に応えられるよう努めてほしい。</p>		<p>自然公園を評価するにあたっては、次のような視点も必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の満足度を把握できる尺度のあり方 ・風景保護と自然の遷移との関係 ・里地里山など二次的自然の扱い ・自然景観に配慮した自然公園等事業施設の環境資産としての位置づけ ・景観や生態系に応じた計画・整備のあり方
	<p>自然公園における風景は、現状を維持すべきなのか、自然の遷移など変化を認めるのか。</p>	<p>(事務局)各公園の指定又は保護すべき理由によって異なるものである。現在の価値を再評価することも必要であり、火山現象等の変化を前提とする景観もあり得る。本来的には公園計画によって基本方針を明確に示しておくべきものである。</p>	

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
<p>自然公園の評価のポイント・あり方 (続き)</p>	<p>自然公園等事業の費用対効果を評価することは難しいとは思いますが、近年、里地里山の維持管理といった新たな視点が必要になっている。また、米国のシェナンドア国立公園における植林による自然再生やアクセス改善のためのパークウェイの整備など、社会資本としての自然環境のポテンシャルを高める事業についても積極的に評価すべきである。</p>	<p>里地里山の維持管理に関しては、昨年12月に阿蘇くじゅう国立公園において、草原景観の保全活動や森づくり運動を行う公益法人を、自然公園法に基づく「公園管理団体」に指定した。 現在行っている事業評価では、利用価値のみの評価を行うこととなっているが、非利用価値も含めた評価手法の検討を16年度から実施する予定。</p>	
	<p>自然に対して手を加えない方がいいという意見もあるが、橋梁、標識、路傍トイレなども含め、自然景観に配慮した歩道は文化的な面をもっと積極的に評価し、環境資産として認知すべきではないだろうか。</p>	<p>平成15年度より、設計・施工者にあたる技術者向けに登山道整備マニュアルの策定を行っているところ。この中に、登山道を計画する際の景観等への配慮、改修・整備のあり方など、意見にいただいた事項も盛り込む予定。 なお、登山道に続き、探勝路や園路についても同様にマニュアルを順次策定していくこととしている。</p>	
	<p>本来、景観や生態系への影響を軽減する観点、優れた自然体験や眺望を提供する観点など、自然公園にふさわしい歩道とは何かを明らかにする必要がある。歩道のあり方としては、路面の整備ばかりでなく、ルートや線形、眺望点における通景の確保などを考える必要がある。</p>	<p>このほか、公園計画策定にあたっては登山歩道と探勝歩道を区分して立案することとした。 グリーンワーカー事業においても、通景の確保等に関する事業を展開している。 自然再生については、事業評価も含め、技術的課題に係る基本的な調査を14年度より行っている。</p>	
	<p>歩道について、水処理、踏圧防止対策など、土木的な技術面での検討、評価も必要だが、素材感、形状など、アメニティとしての歩道景観を評価するような仕組みも必要である。</p>		
	<p>釧路湿原の再生については、比較的目標が定めやすい事例と思われるが、二次的自然の扱い、自然の遷移や自然災害への対応など、評価の軸を明確にする必要がある。</p>		
<p>自然公園の保護管理の手法</p>	<p>アメリカの国立公園のように守るべき核心地域(コア)と利用する場所を明瞭にするとともに、核心地域(コア)では専門知識を持ったレンジャーを配置して、環境教育の場等として地域との交流を進める必要。</p>		<p>保全エリアと利用エリアの明確化や、利用のコントロールによる管理手法を重視すべき エコシステムアプローチの考え方も必要</p>
	<p>風景保護の観点からの現行の仕組みでは、自然環境や生物多様性の保全の観点からは不十分であるとの認識を持って欲しい。また、エコシステム・アプローチの管理手法の導入を検討すべきである。</p>		<p>二次的自然の維持管理や自然再生の実施には、モニタリングによる状況把握が不可欠 (続く)</p>

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
自然公園の保護管理の手法 (続き)	世界的に見て、全国一律の審査基準に基づき国立公園の保護を図っている事例は少ないと思うが、今後もその手法が万能であろうか。		伝統的技術や時間をかけた整備手法の活用
	オーバーユース対策としての入り込み者数の制限等により、利用者の満足と自然環境の保護の両立を図ることが必要。	(事務局) 先般の自然公園法の改正により、特に原生的自然環境の保護と利用の両立を図るため、入り込み制限等を含む利用調整地区制度を設けたところ。現在、知床国立公園において、利用調整地区制度を含め保護と利用の両立のための手法等について地元を中心に検討中。なお、保護と利用の両立のためには地域の自主的取り組みや利用者への普及啓発等、非規制的手法も含めた検討が必要と考えている。	
	過剰利用の現状に対して、歩道の整備による対応ばかりでなく、利用のコントロールを重視すべきである。	策定作業を進めている歩道のマニュアルにおいて、整備を行う条件についても整理することとしている。併せて、利用適正化促進事業等により、適切な利用コントロールを図る。	
	公共事業は、短期間で景観を一変させてしまう。時間をかけてゆっくり歩道を整備していけば自然景観になじむと思われるので、グリーンワーカー事業をもっと活用していくべきだ。	16年度予算案では、今年度比ベグリンワーカー事業に係る予算を倍増し、300百万円を計上したところ。	
	伝統的な技術を活用するなど、きめ細やかな歩道の維持管理を行っていく方針には賛成である。	策定作業を進めている歩道のマニュアルにおいて、歩道の技術手法、維持管理手法についても検討していく方向で考えている。	
	草原管理の省力化のために、阿蘇では放牧による輪地切りを行っているが、生物多様性の保全の観点から希少生物への影響をモニタリングなどにより把握する必要がある。	阿蘇地区では、これまでも草原景観維持に向けた調査等を行ってきたが、今年度より自然再生推進計画調査に着手し、生物多様性に係る調査も開始したところ。	

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
自然公園の保護管理の手法 (続き)	自然再生と言っても、全く元どおりの自然に戻すことはあり得ず、元あった自然に近い自然を創出するわけであるから、科学的なモニタリングに基づく順応的管理が大変重要であり、適正なモニタリングの実施を担保する必要がある。	自然再生事業の実施にあたっては、事前の十分な科学的調査に基づく計画の策定、事業実施中におけるモニタリングに基づく順応的管理、完了後のモニタリングの実施を行うこととしている。	
公共事業等との調和・連携	必要な基盤整備に際しては、風景と調和した高付加価値な整備が行われるよう指導すべき。公共事業等の整備主体と協働し、優れた風景を守るとともに、より良い風景を作り上げてゆくという姿勢が必要。	案内標識については環境省と国土交通省との間で協調していく方針。また、今国会に提出している景観法では、自然公園内の公共事業についても一定区域内で景観調和を図れる仕組みを定めている。	公共事業等のモデルとなるべき事例を追求 ・風景と調和した付加価値の高い基盤整備推進 ・自然環境に配慮した自然公園等事業の特性の普遍化 ・国立公園で行われているものをモデル的な自然とのふれあい施策の推進 観光立国の流れの中で、観光事業との連携も重要
	効率性、経済性に対して、自然公園等事業の特性として掲げられていることは、実際は公共事業全般に関わる重要な視点であることを、環境省として各省庁等に対し主張して欲しい。ただ、真にそのようなものとなっているかどうかについて十分目配りする必要がある。		
	各省庁が様々な自然とのふれあい施策を展開する中で、環境省は最も豊かな自然に恵まれた国立公園をフィールドに、ビジターセンターを中心に自然とのふれあい施策の推進を図り、各省のモデルとなるよう事例を積み重ねて欲しい。	16年度予算案では、エコツーリズムを推進するモデル事業に係る予算を114百万円計上したほか、直轄施設の維持管理経費を増額し、インタープリター養成等に活用を予定している。	
	ビジターセンターの活動をPRするためには、観光情報に組み込んでもらえるよう、観光事業との連携が重要である。その際、安全面への配慮も十分な検討が必要である。	今年度、環境大臣を議長とするエコツーリズム推進会議を立ち上げ、観光や教育を所管する関係府省とともに今後の方針を検討しているところ。	
専門家の意見の反映 様々な主体の参加	公園計画に新規に位置付けたり、事業規模の変更があるような場合には審議会に諮られるが、大抵の場合は具体的な整備計画までは審議していないのが実状。		自然公園における事業実施においては、事業決定等以外にも地域の事情の分かる専門家の意見を反映できるシステムが必要 (続く)

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
<p>専門家の意見の反映 様々な主体の参加 (続き)</p>	<p>自然性の高い自然公園で事業を行うのだから、その自然性を維持する観点から事業の実施方法等について専門家等による審査が必要。</p>		<p>事業実施の意思決定において、地域住民などとの合意形成を図っていくには以下のことに留意することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調整、地元調整などのプロセス ・従来の公園行政の基本スタンスとのすり合わせ ・少数意見の尊重 ・行政側の公園管理者としての意見の説明 ・いくつかのシナリオに関するシミュレーションの活用 ・実施内容に関する責任の所在の明確化 <p>専門家以外にも、NPO、ボランティア等の参加を求めることが重要で、その参加プロセスを検討。</p>
	<p>公園の各地域毎に、専門家を含む助言機関などを設け、現地の意見を集約、反映するシステムが必要。</p>		
	<p>自然再生事業で、中央に設けられる専門家会議が、個々の事業計画に対して主務大臣を通じて意見を述べる仕組みがあったとしても、地域の状況が分からない専門家に十分な意見を期待できない。</p>	<p>(事務局) 地域の協議会における専門家の役割が特に重要であり、例えば協議会として小委員会や分科会などを設けて、専門的な議論を行うことが考えられる。この点は、基本方針に明記したところ。</p>	
	<p>国立公園内では環境省がしっかりやるので大丈夫だと思うが、その他の地域で様々なNPO等による自然再生事業が計画された場合、専門家でも再生の目標やその手段について意見が分かれ、まとまらないおそれもある。</p>	<p>(事務局) 意見が異なるのは専門家だけでないと思われる。従来の公共事業と違って、構想・計画段階で様々な関係者が関わって議論することが自然再生の大きな特徴であり、意義あることと考える。なお、法律上、関係行政機関と地方自治体は協議会への参加が必須であり、国立公園区域外の事業であっても、環境省としては、関係行政機関として協議会に参加していく考え。</p>	
<p>歩道など、公園利用のための施設整備について、整備後に問題視されるようなケースがあるが、現地調査や地元との調整が不十分なのではないか。事業実施までのプロセスなどについて再検討が必要。</p>	<p>近年は、集団的整備を行う場合には、その計画づくりの際に、積極的に地元調整を図っているところ。</p>		

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
<p>専門家の意見の反映</p> <p>様々な主体の参加</p> <p>(続き)</p>	<p>「参加」の意味には、意志決定への参加、それを受けた活動への参加とあると思うが、意志決定過程において、従来の公園行政の基本スタンスとの摺り合わせをどのように図るのが課題である。</p>		
	<p>上意下達ではない、合意形成の手法は基本的には良いことであるが、声なき声、大勢ではない声がかき消されてしまう可能性があることに留意する必要がある。</p>	<p>整備計画を作成する際の地元等との調整の過程においては、ワークショップの開催や、アンケート、パブリックコメントの実施等により、意見の収集に努めているところ。</p>	
	<p>地域づくりに関して地域住民との合意形成を図る際に、行政側がコーディネーター役を担う以前に、公園管理者としてこうあるべきとの考えを示さないと、地域側から行政側への要求のみとなって、自分たちの痛みを伴う改善策など積極的な意見が出てこないおそれがある。全てを住民の意志に任せていいとは思わない。</p>	<p>(事務局)事業実施にあたっては、実施者が地域住民、専門家、関係自治体、関係行政機関等からなる協議会を組織する。協議会においては、全体構想を作成、実施計画案を協議し、実施に係る連絡調整を行うことになっており、その意味で、協議会が全体として責任を負う。</p>	
	<p>合意形成のシステムとしても、自然の遷移に委ねる、伝統的な風景を守る、積極的に風景を形成する、といった幾つかのシナリオを描いた上で、議論を行うといった、エコロジカルな意味でのシミュレーションを活用することが必要である。</p>		
	<p>環境省がトップダウン型の保全手法ばかりでなく、地域の発意によるボトムアップ型によって保全・再生を目指そうとしていることは理解したが、責任の所在が曖昧となることを懸念する。自然再生の今後の動きについては懇談会としても注視していく必要がある。</p>		
<p>自然再生推進法に基づき誰もが自らの発意により実施者となりうる自然再生事業について、責任の所在が曖昧となって事業の適正な執行に支障をきたすことを懸念する。</p>			

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
<p>情報提供・データ整備</p>	<p>地域住民が主体となって地域づくりの合意形成を図っていくことは望ましい方向であるが、客観的な外部の視点がないと地域特有の良さに気付かずに、それが失われてしまうおそれがある。そのような知識データベースのようなものを全国的に整備し、提供することが重要である。</p>		<p>地域づくりや風景形成について多様な主体間で合意を得ていくためには、客観的な外部の視点など必要な情報の提供とともに入手できる仕組みが必要</p>
	<p>自然公園における風景の形成を多様な主体の参加によって考えていくためには、情報として何が必要かという点を明らかにし、必要な情報を確保し、共有していくことが重要である。</p>		<p>データ収集にあたっては、例えば自然公園等事業の整備技術に関して地域に根ざした技術に係る情報を発掘・普及するなど、政策や計画に基づく戦略が必要</p>
	<p>国立公園に関するデータや情報を入手できる仕組みが必要。</p>	<p>全国的な自然環境のデータを整備する自然環境保全基礎調査及び全国の個別サイトでのモニタリングを継続するモニタリングサイト1000の進展に併せて、それと連携した国立公園独自の自然環境データの整備を検討。</p>	<p>国立公園独自の、かつ戦略的なデータ整備が必要</p>
	<p>環境省は自然公園に限らず、我が国の自然環境全般について保全管理する責任があり、その中での自然公園の役割を踏まえてデータ整備についても論じる必要があり、その際、地球温暖化の影響などグローバルな視点にも留意する必要がある。</p>	<p>なお、温暖化や酸性雨といったグローバル、リージョナルな課題についても、前出のモニタリングサイト1000では対象にすることとしている。</p>	<p>国際化への配慮も必要</p>
	<p>科学的データの収集は大切だが、緻密にデータを集めれば政策・計画が自ずと出来上がるというのではなく、本来、戦略をもってデータ収集を行う必要がある。</p>	<p>モニタリングサイト1000を計画的に進めているほか、自然再生推進計画調査では将来の再生目標設定に向けた調査を進めている。</p>	
	<p>自然環境データを国内で活用するだけでなく、翻訳してグローバルなデータとして活用してもらいたい。</p>	<p>(事務局)生物多様性センターのホームページでは日英二ヶ国語で情報発信している。</p>	

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
<p>情報提供・データ整備 (続き)</p>	<p>ビジターセンター等の公園施設やそれ以外の場所での情報の提供手法を検討することが大切。</p>	<p>インターネット自然研究所についてはバージョンアップ経費を引き続き予算化している。 また、エコツーリズム推進会議の中でも効果的な情報提供手法について検討される予定。</p>	
	<p>山岳地域の歩道整備のあり方を議論するのであれば、例えば国土交通省の整備計画のように歩道の現況把握等のデータ整備が必要である。</p>	<p>尾瀬や屋久島をはじめ、各地の登山口において利用者数カウンターの設置を進めている。</p>	
	<p>整備技術の向上を図る必要があるとしているが、伝統的な技術など、既に地域に根ざした技術が存在しているのではないだろうか。これらの技術を発掘し、情報として広く普及し、関係者や現場の意識の向上を図っていくことが重要である。</p>		
<p>自然公園に関するPR</p>	<p>自然公園の役割について、来訪者のみならず一般の国民に対しても十分な説明が必要である。</p>	<p>インターネット自然研究所についてはバージョンアップ経費を引き続き予算化している。</p>	<p>自然公園に関するPRは不足しており、以下について一層の努力が必要 ・自然公園の役割や意義を来訪者や地域住民、国民全般に向けて知らせていくこと ・外国人利用者への配慮、特に里地里山などの日本特有の魅力の広報 ・自然公園等事業における環境配慮のアピール</p>
	<p>国立公園所在地の住民であっても、地域が国立公園であることを知らないという話も聞かれる。認識が低い原因を考え、自然公園の意義を地元にもっと知ってもらうよう努力すべきである。</p>	<p>例えばサロベツ地域のビジターセンター構想など、ビジターセンター活動の充実に向け検討を進めている。</p>	
	<p>政府として観光立国への取組が見られるが、日本の最大の観光資源は自然であり、外国人利用者への配慮も必要である。</p>	<p>外国人利用者に配慮したサインのあり方について検討を進めている。</p>	
	<p>自然は観光立国に必須の資源だが、国外からの来訪者にとって、わが国の文化と関わりの深い里地里山の風景は大きな魅力になるのではないかと。外国人観光客にとって何が日本の魅力となっているのか分析も必要。</p>		

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
<p>自然公園に関するPR (続き)</p>	<p>自然公園等事業においては、材料の使い方、施設の作り方による環境負荷低減を積極的にアピールすべき。特に地域材の調達や現場石材の活用、法面緑化に際しての在来種の使用などは自治体でも取組を進めている。これらの配慮を徹底するとともに、自治体がこれらの取組を行いやすいように配慮して欲しい。</p>	<p>自然公園等事業の実施にあたっては、木材など自然材料の使用、太陽光発電の導入など環境配慮の実施を従来から心掛けており、都道府県にも同様の呼びかけを行っている。</p>	
	<p>歩道の「整備」と言われても、実際は、新規に歩道を開設するというものではなく、「維持管理」が主体であり、誤解を与えないように留意すべきである。</p>		
<p>国・地方・民間の役割分担</p>	<p>現状では国が管理できる許容量を超えているのではないかと。国立公園についても、地方との連携を進める方向で、大胆に再整理することも検討する必要。</p>		<p>地方分権の進捗や地方財政の悪化を踏まえ、以下の点から見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園を国が管理できる許容量 ・自然公園等事業について、直轄事業と補助事業の分担 ・地方分権に伴う課題の再評価 <p>自然体験利用の推進については、行政が場の整備や機会提供を行い、民間がプログラムを提供していく官民協力が考えられる</p> <p>受益者負担制度の活用を検討</p>
	<p>地方分権の流れの中で、自然公園行政についても一定の整理がなされたはずであるが、それに伴い生じた課題等についても再評価が必要。</p>	<p>自然公園法の許可事務について、法定受託事務を返上する都道府県が増えている。</p>	
	<p>自然公園等事業の整備に関して地方自治体による温度差が大きく、必ずしもバランスの取れた整備が進むとは限らないことに鑑みれば、理屈を整理した上で直轄事業を増やしていくべき。</p>	<p>近年、直轄整備の割合は増加傾向にあり、16年度予算案においても直轄整備に係る額は増加させ、自治体への補助額は減少させている。</p>	
	<p>地方自治体の財政事情の悪化により、国庫補助事業の減少が顕著になっているが、国の事業費も減少しつつあり、今後整備を進めるにあたっては新たな手法の検討が必要ではないか。</p>	<p>(事務局)今後とも、国、地方、民間の適切な役割分担が必要と考えているが、直轄事業については、利用調整地区の導入や風景地保護協定の活用など、より積極的な保全管理の充実に目指す地域などにも対応したい。</p>	

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
<p>国・地方・民間の役割分担 (続き)</p>	<p>歩道整備にあたり、自治体が、しっかり事前の調査を行い、補助金の支出に当たっては出来高払い制を導入するなど、自治体に整備の責任と権限を一任するような運用はできないものか。</p>	<p>地方分権の流れを受け、自治体と国の責任分担は明確にしていく必要がある。その一方で、自治体職員を対象とする研修やマニュアル整備には引き続き尽力していく予定。</p>	
	<p>自然体験プログラムの実施においては、従来の役所の枠に縛られず、田貫湖の事例のようにより一層民間団体との連携、協力を進めて欲しい。</p>	<p>直轄のビジターセンターについては、16年度予算案において維持管理費を増額させており、ソフト面の充実に資することを期待しているところ。</p>	
	<p>野山で遊ぶ子どもたちが絶滅の危機に瀕する中で、官は幅広く良質な自然体験の機会を提供し、民はニーズに応じて質の高い有料プログラムを提供することが、望ましい官民の役割分担の形。ただ、現状では経営的に困難な面があり、自立を支援する方策が必要である</p>		
<p>人材育成、予算・体制の充実</p>	<p>地域に歩道整備に係る指導者を養成し、ボランティア活動の一環として歩道整備を取り入れることはできないだろうか。</p>	<p>グリーンワーカー事業においては、ボランティアの支援もいただきながら進めている。歩道の管理マニュアルづくりを行っているところもある。</p>	<p>ハードに比べて遅れているソフト関係の予算の充実が必要 人材面では、次の分野の充実を特に図るべき ・核心地域において、専門知識をもって地域との交流を図れる者 ・インタープリテーションなどのソフトを提供する者 ・歩道整備など技術指導を行える者 ・自然環境データの整備にあたる者</p>
	<p>今、野山で遊ぶ子どもたちが絶滅のおそれにある。自然を体験し、理解する子供たちを育てることが大切。そのためにはハードだけではなくソフトを含む一体的な整備が必要であるが、ハードに比べ極めて立ち遅れているインタープリターの確保などソフト面の予算を拡充すべき。</p>	<p>16年度予算案では、エコツーリズムを推進するモデル事業に係る予算を114百万円計上したところ。この中で、人材育成やプログラム開発などのソフト整備に係る事業も行う予定。</p>	
	<p>ソフトを提供する人材の重要性は明らかであるが、その育成はなかなか難しい。また、人々は質の高い自然体験を求めるが、場のゾーニングとともにキャパシティの問題に留意が必要である。</p>	<p>また、直轄のビジターセンターについても維持管理費を増額させ、ソフト面の充実を図ることとしている。</p>	

意見事項	懇談会委員意見の概要	施策への反映状況等	まとめ
人材育成、予算・体制の充実 (続き)	田貫湖ふれあい自然塾でもスタッフの数が十分とは思えない。国民は質の高いプログラムを、リピーターは次々と新しいプログラムを求める。		
	自然公園における自然環境データの整備において、予算や人員など調査体制が決定的に不十分であり、裏付けをしつかりすべき。	グリーンワーカー事業により、一部地域において動植物の目録づくりを行っている。	